

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」
ベンダ分科会（第2回）事務局提出資料

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 標準仕様のたたき台について | 3 |
| 2. 本分科会で個別協議が必要な事項 | 11 |

1. 標準仕様書（案）たたき台について

1. 標準仕様書（案）の変更点

2. 今後のご依頼事項

標準仕様書（案）の主な修正点

今回の標準仕様書（案）においては、自治体・ベンダの皆様から頂いたご指摘の反映に加え、主に「**必須・オプションの再整理**」「**非機能要件の追加**」を実施しております

変更点 1

必須・オプションの再整理

- 来年度全国意見照会を行う際にあたり、多岐に渡る意見を受けた際、大量のオプション機能が追加されてしまう等、現在の基準が不明瞭であり、意見反映が困難となる可能性があるため、新たな基準を設定する必要があると判断しました
- 本日まで共有の標準仕様書（案）については、新たに設定した「必須・オプション」の整理方針（詳細次頁）を踏まえた反映を行っております

変更点 2

非機能要件の追加

- 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用することとし、本検討会・分科会においては検討の対象外としておりました
- 一方で、先行する住民記録においてアクセスログ管理や操作権限管理等を機能要件として明記していることから、児童扶養手当も同様に機能要件の共通機能として追記しておりますので、ご確認をお願いいたします

必須・オプションの再整理について

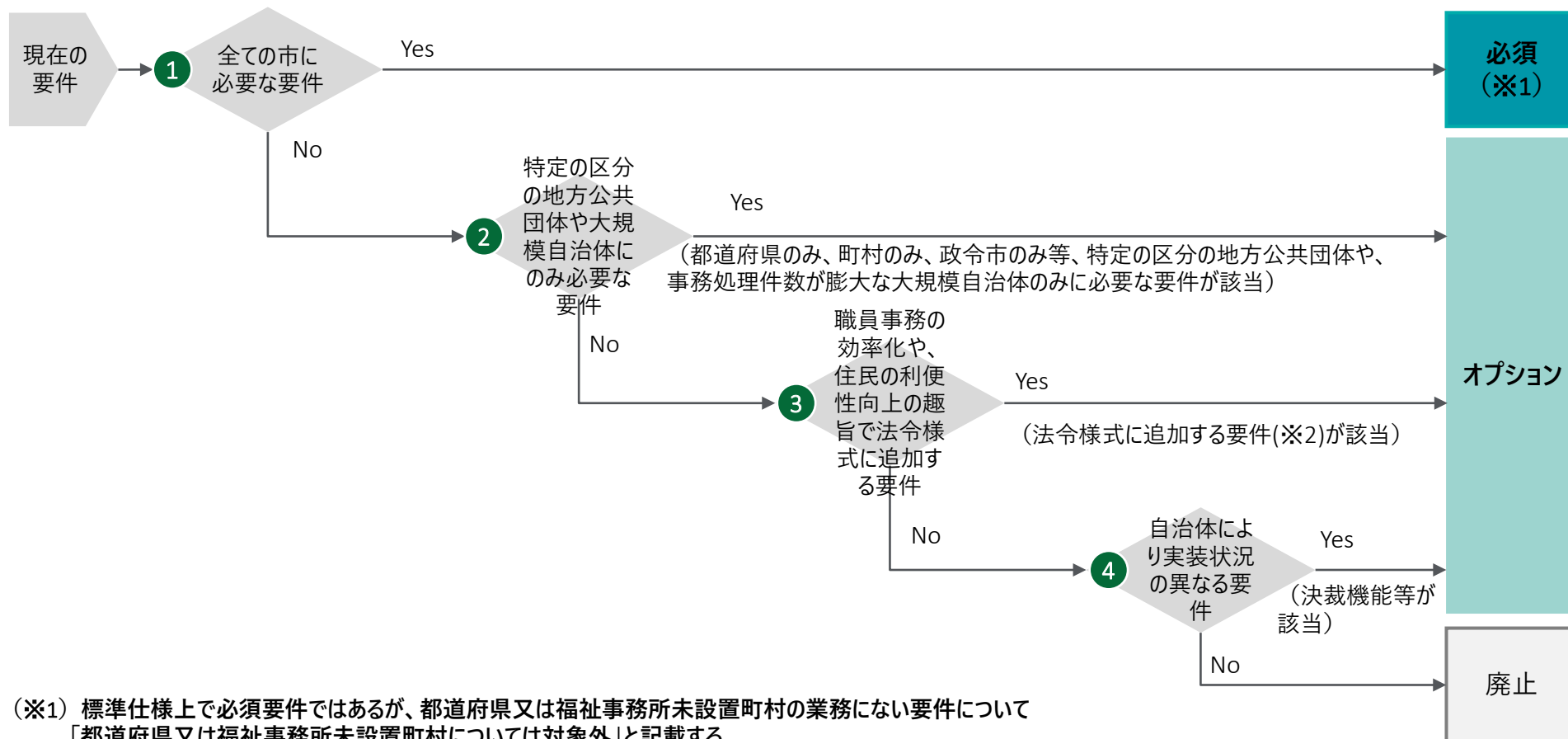
現在の標準仕様書記載要件の「必須」「オプション」の設定を、今後の意見照会を見据えて、再整理しています

背景

来年度全国意見照会を行う際にあたり、構成員の意見の多寡で必須・オプションを定めている現在の基準では、多岐に渡る意見を受けた場合、大量にオプション機能が追加される等、意見反映が困難となる可能性があるため、新たな基準を設定する必要があると判断

前提として、本標準仕様書は、「市」をベースとして作成する。その上で、下記方針で再整理しました

再整理方針



(※1) 標準仕様上で必須要件ではあるが、都道府県又は福祉事務所未設置町村の業務にない要件について「都道府県又は福祉事務所未設置町村については対象外」と記載する

(※2) 法令様式に追加する要件：法令に定めのある様式への項目追加や、法令に定めのない新たな帳票の追加

(参考) 法令・通知等で規定している様式に係る帳票要件の変更可能な範囲

様式の定めがある帳票は原則変更等を認めないが、例外的に実務上必要となる項目追加のみ認める方針としております

考え方

- 自治体によって、受給資格への該当性を判断するために必要とする情報や、プライバシー保護への配慮等に差異が生ずることとならないようにするとともに、住民においても、支給事務で扱われる情報を等しく確認することができるよう、様式上の項目や、支給事務手続上の留意事項に関わる変更は、原則認めないこととします。
- 但し、支給事務の効率化や、住民における手続負担軽減の趣旨で必要となる項目追加のみ例外的に認める方針とします。

| 様式の定めがあるもの | ① 項目追加 | ② 項目削除 | ③ 項目名変更 | ④ オプションへ変更 | ⑤ 項目の配置変更 | ⑥ 注記の変更 | ⑦ 注記の追記 |
|------------|--------|--------|---------|------------|-----------|---------|---------|
| 施行規則 | △ | × | × | × | × | × | × |
| 準則 | | | | | | | |
| 厚労省からの通知 | | | | | ○ | | |
| 事務処理マニュアル | | | | | | | |

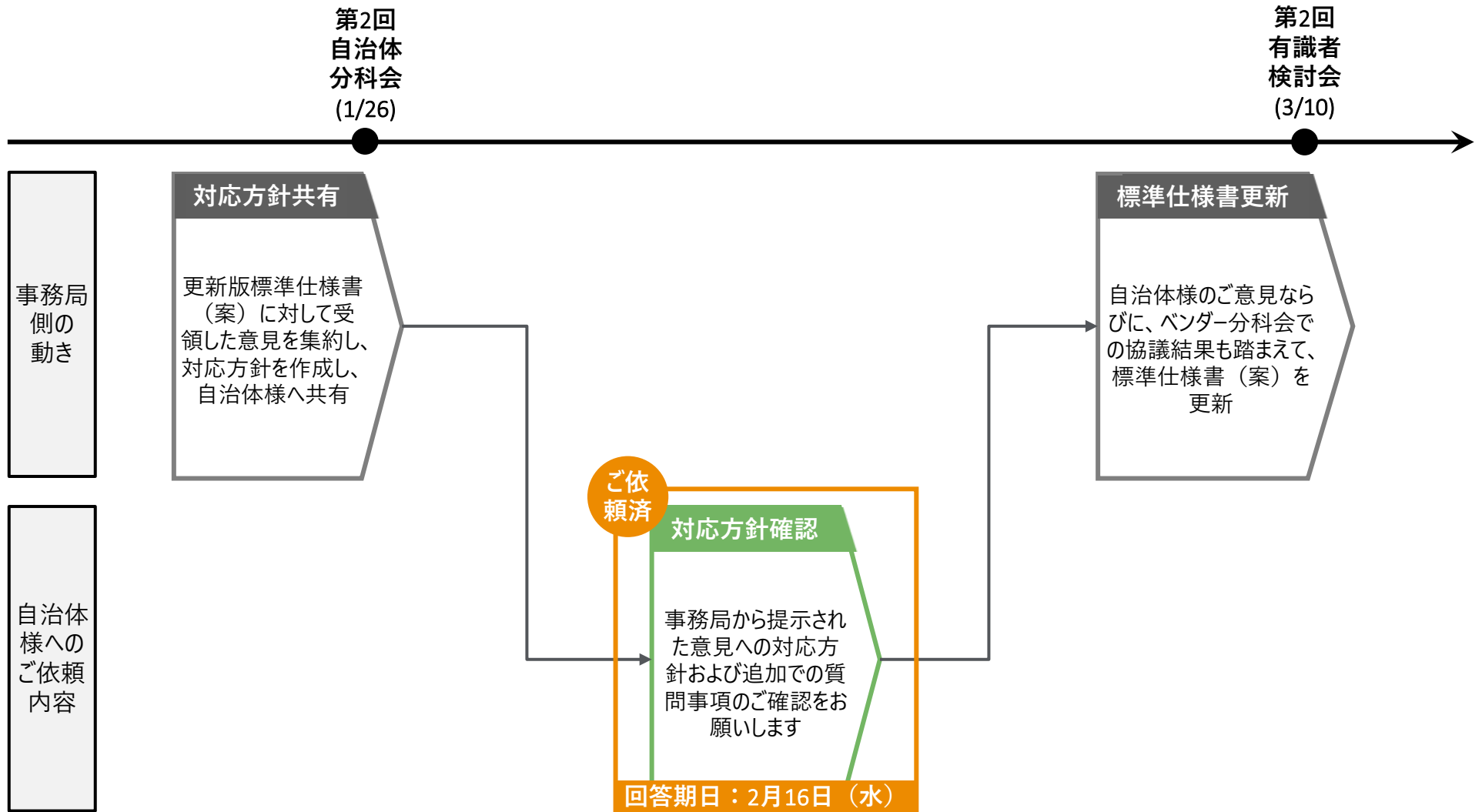
一部項目のみ
オプションとして追加可

1. 標準仕様書（案）たたき台について

1. 標準仕様の考え方の変更点
2. 現在ご依頼している事項

現在ご依頼している事項：全体の流れ

1/26にメールにてご共有した修正版の標準仕様書（案）にて、構成員様からいただいた意見へのご対応方針を整理しております。ご自身が記載した意見および仕様書の修正箇所についてのご確認を2/16までを期日としご依頼しております



2. 本分科会で個別協議が必要な事項

本分科会で個別協議が必要な事項

構成員様からいただいた意見のうち、分科会の中での協議が必要と考えられる事項を選定しました。

本日の分科会にて、個別協議を実施する事項は下記の通りです

| # | 対象事務 | 対象要件 | 論点 |
|---|------|--------|---|
| 1 | 事務共通 | 帳票要件 | 「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義し、対応案に記載の必須orオプションの位置づけとすることによろしいでしょうか |
| 2 | 事務共通 | 機能要件 | 各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、備考欄に必要な応じて記載する運用で問題ないでしょうか |
| 3 | 現況届 | 帳票詳細要件 | 「受給者連絡先情報」「年金情報」「児童情報」「前年度の審査結果」の印字有無は、自治体によって、運用が異なることから「自治体職員が印字有無を一括で切り替えることができる」項目として記載することによろしいでしょうか |

個別協議事項 1

対象事務

事務共通

対象要件

帳票要件

自治体分科会では、各帳票内の「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義し、様式に存在する項目は必須、存在しない項目はオプションとすることで、自治体構成員の皆様にご理解いただきました。

意見
内容

(特筆すべき意見はございませんが、再度関係者間で認識合わせをたく、個別協議事項に挙げております)

論点

「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義し、対応案に記載の必須orオプションの位置づけとすることでよろしいでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 各帳票に「文書番号」「文書記号」を帳票項目として定義している
- これに加え、施行規則等にて規定されている様式内の「第xxxx号」の記述を「帳票様式」として定義しているが、項目名の表現として分かりにくい

→改めて関係者間で項目名の定義に関して認識を合わせた上で、標準仕様を定める必要があると思料

自治体分科会での協議結果

- 「文書番号」「文書記号」「通番」を次ページの通り定義
- その上で、様式に存在する項目は必須、存在しない項目はオプションとする
※認定通知書の場合は、「文書番号」「文書記号」はオプション、「通番」は必須とする

個別協議事項 1

対象事務

事務共通

対象要件

機能要件

自治体分科会では、各帳票内の「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義し、様式に存在する項目は必須、存在しない項目はオプションとすることで、自治体構成員の皆様にご理解いただきました。

定義

- 文書記号・・・組織名等を付与し、自治体内でどの組織から発出した帳票かを識別するために使用
 - 文書番号・・・管理のために帳票種別単位で付与する番号（例：認定通知書は00001、認定却下通知書は00002・・・等）
 - 通番・・・通知書を一意に特定するための番号
- ※但し、標準仕様書上は、文書番号、文書記号を帳票項目として定めるのみとなるため、用途に関しては各自治体の判断に依ることを想定

認定通知書（抜粋）

999-9999
●●県●●市●●1-2-3
あいうえおかきくけこ
■太郎様
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

児扶●●12345

様式第十一号(第十六条関係)

(表 面)

| | |
|-------------|-------|
| 第 号 | |
| 児童扶養手当認定通知書 | |
| 受給者氏名 | 受給者住所 |
| (1) | (2) |
| (3) | (4) |
| (5) | (6) |
| (7) | (8) |

児扶●● 12345
└──┬──┘ └──┬──┘
文書記号 文書番号

第 号
└──┬──┘
通番

個別協議事項 2

対象事務

事務共通

対象要件

機能要件

自治体構成員と協議した結果、事実婚解消等調書をはじめとした申立書・調書の情報をどこまで管理するかについては、既に各ベンダパッケージにおいて定義されている事務処理上重要な項目を踏まえ選定することとなりました。

2/10（本日）目途でベンダ構成員様からご回答いただきました内容を踏まえて、事務局にて選定を行い、あらためて構成員の皆様へご確認いただきます。

意見内容

- 各請求書や届出記載の項目を、漏れなくシステムに入力することは、標準準拠システムの開発に要するコストが膨らむことに加え、システム入力等自治体職員の業務が煩雑化することが見込まれ、自治体の調達コストの低減及び行政の効率化という標準化の目的に反することになりかねない

論点

各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、申立に係る事項・調書に係る事項という2つの欄を設け、必要に応じて本欄に記載する運用で問題ないでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 各種申立書・調書について、管理項目まで網羅的に入力できるよう、標準仕様書の機能要件に記載している

自治体分科会での協議結果

- 自治体構成員より、申立書・調書の中には、事務処理上管理項目として明確に規定する必要がある項目があるとのことがありました
- 上記を受けて、申立書・調書の情報をどこまで管理するかについては、既に各ベンダパッケージにおいて定義されている事務処理上重要な項目を踏まえ選定することとなりました
- 本日まで各ベンダ構成員様よりご回答いただきました内容を踏まえ、標準仕様を修正した結果については追ってご共有します

個別協議事項 3

対象事務

現況届

対象要件

帳票詳細要件

自治体分科会および厚労省様との協議結果、現況届は、自治体側が保持している情報については原則印字して出力することとなりました。なお、自治体から印字しない方が望ましいとの意見がある項目は、印字可否を切り替え可能とする方針としました

意見内容

【システム印字⇒ブランク】

- 受給者から届け出る情報である受給者連絡先情報（受給者住所・電話番号、職業又は勤務先名・電話番号、勤務先所在地）はあらかじめシステムから印字せずブランクとするべきではないか
- 年金に係る情報は、受給者本人に記載してもらうほうがよいため、印字せずブランクとするべきではないか

【ブランク⇒システム印字】

- 児童情報（児童氏名・続柄・生年月日・同居別居の別等）についてはあらかじめシステム印字できたほうが良いのではないか
- 前年度の審査結果（支給・一部支給・全部停止）については、システム印字できたほうが良いのではないか

論点

「受給者連絡先情報」「児童情報」「前年度の審査結果」の印字有無は、「自治体職員が印字有無を一括で切り替えることができる」項目とし、「年金情報」は印字せずブランクとすることによろしいでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 「受給者連絡先情報」「年金情報」は、あらかじめシステム印字することとしている
- 「児童情報」「前年度の審査結果」は、ブランクとすることとしている

自治体分科会での協議結果

- 自治体分科会および厚労省様との協議の結果、現況届は原則受給者が届け出るものではあるものの、受給者の負担軽減の観点から、自治体が有している情報は原則印字した上で、出力・発送することとなりました
- なお、印字内容に変更点がある場合は、住民が修正を行うこと、を前提とした運用となります
- また、印字の有無を切り替えられる方が事務処理を適切に進められる場合があるとの自治体からの意見がある項目については、「自治体職員によって印字有無を切り替えられること」とする方針としました

EOF